



令和5年6月20日

各 位

会社名：フクビ化学工業株式会社  
代表者名：代表取締役社長 八木 誠一郎  
(コード：7871 東証スタンダード・名証メイン)  
問合せ先：広報・IR推進室長 柏 直樹  
(TEL：0776-38-8415)

(開示事項の変更) 当社取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての  
自己株式の処分に関する契約内容の一部変更のお知らせ

当社は、令和元年6月19日、令和2年7月6日、令和3年6月16日及び令和4年6月23日付「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」(以下「原開示」といいます。)にてお知らせしたとおり、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に対して譲渡制限付株式を付与しておりますが、本日、会社法第370条及び当社定款第25条2項に基づき、原開示にてお知らせした当社と対象取締役との間の「譲渡制限付株式割当契約」の内容を一部変更する旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、令和元年より譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。株式付与にあたりましては、対象取締役との間で、原開示の「3. 譲渡制限付株式割当契約の概要」に記載された内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結しており、過去4回の契約においては譲渡制限期間を払込期日から「当社取締役を退任する日までの間」としております。

しかしながら譲渡制限付株式報酬制度の目的を鑑み、取締役を退任した場合であっても当社グループの常勤職を終えるまで譲渡制限が継続する条件とすることが適切であると考え、過去4回の締結済契約につき契約の一部を変更することといたしました。

2. 変更の内容

原開示の「3. 譲渡制限付株式割当契約の概要」における以下の箇所を変更いたします。変更箇所は下線を付しております。なお、以下に記載している変更箇所を除き、原開示の記載内容に変更はありません。

(変更前)

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日から退任する日までの期間中は、本自己株式処分により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

(変更後)

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日から当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、参与等その他これに準ずる地位でなくなった日までの期間中は、本自己株式処分により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、参与等その他これに準ずる地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

3. 変更時期

令和5年6月21日付で、当社と対象取締役との間で変更契約書を締結する予定です。

以上